

# 令和7年度

## 東大和市事業資金融資あっせん制度のご案内

当市の小規模事業者対象の事業資金融資あっせん制度には、「小口事業資金融資制度」(保証協会が融資金額8割を保証する制度)及び「特例小口零細企業資金融資制度(全国統一保証制度)」(保証協会が融資金額全額を保証する制度)の2種類があります。

### 小口事業資金融資制度(責任共有制度)

| 資金使途       | 限度額            | 償還期間            | 償還方法 | 利率   |
|------------|----------------|-----------------|------|------|
| 運転資金       | 500万円          | 5年以内(据置6ヶ月以内含む) | 割賦償還 | 1.9% |
| 設備資金       | 700万円(見積額の範囲内) | 7年以内(据置6ヶ月以内含む) |      |      |
| 不況対策特別運転資金 | 300万円          | 5年以内(据置6ヶ月以内含む) |      |      |

### 特例小口零細企業資金融資制度(責任共有制度対象外)

| 資金使途   | 限度額            | 償還期間            | 償還方法 | 利率   |
|--------|----------------|-----------------|------|------|
| 運転資金   | 500万円          | 5年以内(据置6ヶ月以内含む) | 割賦償還 | 1.8% |
| 設備資金   | 700万円(見積額の範囲内) | 7年以内(据置6ヶ月以内含む) |      |      |
| 創業資金   | 500万円          | 5年以内(据置6ヶ月以内含む) |      |      |
| 特定創業資金 | 700万円          | 7年以内(据置6ヶ月以内含む) |      |      |

\*これらの制度は、市が市内の金融機関に対し融資のあっせんを行う制度です。実際の融資契約は、各金融機関及び東京保証協会の審査ののち、金融機関と結んでいただきます。当市の融資あっせんを申し込まれても、金融機関によっては融資が受けられない場合がありますので、事前に金融機関にご相談することをお勧めします。

\*市の融資制度(小口・特例)を活用する場合については、1事業者につき1口とします。(融資制度を重複してご利用いただくことができません。) 但し、「不況対策特別運転資金」については、その他の資金と重複することが可能です。

東大和市 政策経営部 地域活性課

東大和市中央3丁目930番地 4階  
電話番号 042-563-2111 内線 1071

